

# 令和6年度厚木市市民協働推進委員会第4回会議 議事録

1 日 時 令和7年3月11日（火）午前10時から午前10時40分まで

2 場 所 厚木市役所第二庁舎 11階 会議室

3 出席者 厚木市市民協働推進委員5人  
市民協働推進課長、市民協働推進係長、同係員2人

4 傍聴者 0人

## 5 案 件

- (1) 厚木市市民協働推進条例運用状況に対する意見書について 【資料1】
- (2) 指定NPO法人制度について 【資料2～3】
- (3) 指定NPO法人の更新について 【資料4～7】

## 6 配布資料

- (1) 資料1 厚木市市民協働推進条例運用状況に対する意見書
- (2) 資料2 指定NPO法人制度について
- (3) 資料3 厚木市地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準及び手続要綱
- (4) 資料4 指定NPO法人の更新について
- (5) 資料5 更新申出法人の指定基準適合表
- (6) 資料6 関連法令について
- (7) 資料7 更新申出法人の指定基準適合判定書類

## 7 会議内容

- (1) 厚木市市民協働推進条例運用状況に対する意見書について

### 【事務局】

資料1につきましては、前回の会議で実施していただきました令和5年度の厚木市市民協働推進条例運用状況についての点検結果をまとめたものです。

資料を御確認いただき、特に問題なければ市民協働推進委員会の意見書として市に提出いたします。

### 【委員長】

事務局から説明がありましたが、意見や御質問はありますでしょうか。

特になければ、委員会の意見書として提出いたします。

(2) 指定NPO法人制度について

【事務局】

(資料2及び資料3に基づき指定NPO法人制度について説明)

【委員長】

御意見や御質問がありましたらお願いします。  
特にないようなので、次の案件に進みます。

(3) 指定NPO法人の更新について

【事務局】

(資料4～資料7に基づき指定NPO法人の更新申し出があったことを報告)

【委員長】

御意見や御質問がありましたらお願いします。

【委員】

資料5が確認事項でそれに適合しているか確認するということよろしいでしょうか。

【事務局】

そうです。

【委員】

資料5の中で説明が特になかった号についての状況は。

【事務局】

重点的に御説明させていただきました第1号、第2号、第6号及び第7号以外の各号につきましても、適合していることを確認しております。

【委員】

指定の更新をするために条例を改正するということよろしいでしょうか。

【事務局】

そうです。

【委員】

1つの法人に対して市が動くということでしょうか。

【事務局】

NPO法人は厚木市内に約90団体ありますが、神奈川県指定を受けているNPO法人が2団体、その内厚木市が指定しているNPO法人が1団体という状況です。

【委員】

資料4に記載されている寄付金控除対象期間について、神奈川県と厚木市の期間が異なるのは何故ですか。

【事務局】

神奈川県も厚木市同様5年に1回更新が必要になりますが、神奈川県指定を受けた後に厚木市の指定を受ける必要があるため、それぞれの期間にずれが生じています。

【委員】

私が所属している厚木ぐるっとでは、WE 2 1 ジャパンあつぎとフードバンクあつぎへの寄付品を一時的に預かっており、寄附品を持ってきていただく方が多くいらっしゃいます。現在は森の里だけでなく、戸室や飯山でも寄附品を受け入れているようであり、受付窓口が広がったようであり、よかったと思っています。

フードバンクあつぎのNPOの指定の話はないでしょうか。

**【事務局】**

フードバンクあつぎはNPO法人にはなっていません。

**【委員長】**

他にありますでしょうか。

ないようですので、申出法人は「厚木市地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準及び手続要綱」第 4 条第 1 項に規定する基準に適合するため、更新相当と答申してよろしいでしょうか。

< 異議なし >

**【委員長】**

以上で本日予定していた案件は終了いたしました。ありがとうございました。